

議会改革推進委員会 会議録

開催日	平成28年3月22日(火)
会議時間	午後 4時43分 ~ 午後 5時52分
開催場所	第1委員会室
出席委員等	[委員長] 清宮 誠 [副委員長] 小須田 稔 [委員] 敷根文裕, 望月庄子, 平野裕子, 萩原陽子, 橋岡協美 伊藤壽子, 森野 正
欠席委員等	[オブザーバー] 押尾豊幸
委員外委員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 関口直行 [次長] 橋口庄二 [書記] 村上一郎, 室岡秀樹, 齊藤雅一
協議事項	(1) 請願・陳情の審査方法について (2) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 今回の協議内容を整理し、引き続き協議を行う
- (2) 次回日程 : 3月28日(月) 14:30

【協議内容】

陳情審査に関する意見

(1) 見直しの必要なしとの意見

- 陳情で行政へ要望をするのは、議会に内容の同意を求めているのであり、議会の意思を示すべき。
- 議会に執行権がない事項でも、議員個人が明確に判断理由を示すことが重要。
- 議員にお願いしなくても、議会に判断を求めることができるという市民の権利は守るべき。
- 議会に執行権がない事項についての行為を求める陳情が提出された際、受付時に事務局で適切なアドバイスをすれば解決される。
- 行政への要望は直接市へ提出することも可能であり、議会が不採択としても、提出者は不利益を受けない。
- 議会は、意見書や請願であるならば、行政への要望を議決することが可能であり、陳情のみ、執行権がないとの理由で議決しないのは、一貫性がない。

(2) 見直しが必要との意見

- 今後、議会の判断にそぐわない内容の陳情が提出されることも想定されることから、議決を要する陳情の基準は必要。
- 陳情は、会議規則に規定されているのみであり、請願と陳情の位置付けを明確にしてこなかったことが、今回の根底にある。
- 行政に対する要望は、行政へ直接提出することも、議会に提出することも可能だが、議会だけ議案として審議することとなっている。

- 陳情を政争の具として利用される恐れがあり、そうならないためにも、議決を要する陳情の基準を定めるべき。
- 行政への要望は、議会での審査でなく、行政に対応してもらうことが目的であり、受理した議会が、市へ回答を求めることで目的は達成される。
- 陳情の賛否は、その実現性を踏まえ慎重に判断すべきである。行政への要望は、実現性の判断が難しく、趣旨で判断せざるを得ない場合も想定される。議会の議決責任は議会が負うものであり、趣旨で判断せざるを得ないことも想定される行政への要望は、市へ回答を求めるのが望ましい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 清宮 誠